

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月15日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第24号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号、<u>第4条第1項ただし書</u>、第9条第2項及び附則第4項の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(一般の派遣職員の給与の特例)</p> <p>第3条 一般の派遣職員（<u>条例第4条</u>に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、<u>当該派遣の期間の初日</u>（以下「派遣の日」という。）の前日における当該職員の給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額（以下「職員としての給与」という。）に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（報酬が月額以外で定められている場合にあつては、その額を月額に換算した額）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額（派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあつては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下「基準月額」という。）を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="143 1881 766 2092"><thead><tr><th>基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合</th><th>支給割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>100分の5以上100分の10未満</td><td>100分の75</td></tr><tr><td>100分の10以上100分の15未満</td><td>100分の80</td></tr><tr><td>100分の15以上100分の20未満</td><td>100分の85</td></tr></tbody></table>	基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合	100分の5以上100分の10未満	100分の75	100分の10以上100分の15未満	100分の80	100分の15以上100分の20未満	100分の85	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号、<u>第4条第1項</u>、第9条第2項及び附則第4項の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第3条 一般の派遣職員（<u>条例第4条第1項</u>に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、<u>その派遣先の勤務に対して報酬</u>（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）<u>が支給されない場合又は当該勤務に対して支給される報酬の年額</u>（以下「報酬年額」という。）が、<u>外務公務員俸給等相当年額</u>（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに<u>100分の100以内</u>を乗じて得た額とする。</p>
基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合								
100分の5以上100分の10未満	100分の75								
100分の10以上100分の15未満	100分の80								
100分の15以上100分の20未満	100分の85								

100分の20以上100分の25未満	100分の90
100分の25以上100分の30未満	100分の95
100分の30以上	100分の100

2 前項に規定する住居手当の月額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。

3 [略]

4 条例第3条第1項の規定に基づき一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前3項の規定を適用して得た額とする。

5 [略]

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第6条第5項の規定により標準号給数（同条第6項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）第14条第1項第3号に掲げる職員であるものとする。

4 第1項に規定する住居手当の年額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。

5 [略]

6 条例第3条第1項の規定に基づき一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前各項の規定を適用して得た額とする。

7 [略]

8 第1項及び前2項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。